

韓国の内部会計管理制度

——動向と課題——

崔 永 坤*

〈目次〉

- I. 序 説
- II. 企業構造調整促進法
- III. 株式会社の外部監査に関する法律
- IV. 証券取引法改正によるCEO署名制度導入
- V. 内部会計管理制度の模範規準
- VI. 模範規準上の機能別役割と責任
- VII. 環境上の特殊性考慮
- VIII. 施行上の課題
- IX. 結 語

I. 序 説

1977年に米国議会で制定された海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）によると、証券取引委員会（SEC）に登録されたすべての会社は、不正を予防・摘発するための内部統制制度（internal control system）を制定・運用しなければならず、この法規に違反すると罰則を受けることになっていた。

大規模な粉飾決算をおこなって摘発され、結局2001年12月に破産した米国最大のエネルギー企業であるエンロン（Enron）事件以降、米国は2002年7月に企業改革法、すなわちサーベンス・オクスリー（Sarbanes-Oxley: S-O）法を制定・施行した。この法律の302条と404条では、経営陣は会社の財務報告に対する内部統制（Internal Control over Financial Reporting）制度が適切に制定・運用されているのかを確認し、年次報告書（annual report）にその確認書を記載し、外部監査人は経営者の評価が正確かを監査報告するようにと規定している。

米国の内部統制の法制化と類似した法律に、韓国で2001年に制定された「企業構造調整促進法」がある。この法律により、企業は「内部会計管理制度（internal accounting control system）」を整え、内部会計管理者を置き、内部会計管理制度の運用実態を評価して、取締役会に報告しなければならない。また財務諸表を監査する外部監査人は、内部会計管理制度の運用実態に対する検査もおこなうことになった。しかしこの制度の施行にもかかわらず、当

*啓明大学校会計学科教授

キーワード：内部会計，会計管理制度，会計監査

時現場の企業側での対応姿勢は、米国の企業改革法に対応する外国企業に比べ、極めて消極的だった。そのため内部会計管理制度に対する運用評価と監査に関する規定が2004年から「株式会社の外部監査に関する法律（以下「外監法」と表記）」に移管規定され、「外監法」対象の全企業にこれが拡大適用されるようになった。規模により企業が制度的に導入・運用している内部会計管理制度はさまざまであろう。支配構造から個別会計取引の認識にいたるまで、国際的基準を十分クリアーしている企業がある一方で、内部規定自体が有名無実な企業もあるであろう。したがって内部会計管理制度の外部監査人検査制度の導入の際に、その対象を上場企業に限定すべきではという意見も少なくなかったと言われる（2004, チョンミンゴン）。しかし紆余曲折の末「外監法」対象の全企業が内部会計管理制度について外部監査人から検査を受けるという内容で制度化された。

また改正証券取引法（2003.12.31）および同法施行令（2004.4.1）により、代表取締役（CEO）および担当取締役（CFO）は事業報告書（半期・四半期報告書含む）を提出する際に、内部会計管理制度が運用されているという事実などを確認・検査・署名しなければならない。

一方で、韓国上場企業協議会の内部会計管理制度運用委員会は、2005年6月23日に「内部会計管理制度模範規準」を制定・発表し、これに対応して、韓国公認会計士会の会計監査基準委員会は、2005年6月28日に「内部会計管理制度検査基準」を公布した。

IMFによる外国為替危機以降、韓国では、企業会計の透明性を高め、投資家を保護して企業および市場に対する国内外の信頼を高めるために、会計および監査の制度先進化・整備が継続的に進められている。2001年に制定された企業構造調整促進法、2003年から2005年現在まで改正された証券取引法、株式会社の外部監査に関する法律および同法施行令などをはじめとして、新たに制定された内部会計管理制度模範規準（2005）および同検査基準（2005）、会計監査基準（2005）、会計監査基準適用指針（2005）などが、会計および監査の制度的環境を構成している。

本研究では韓国の「内部会計管理制度」関連法律の規定と内部会計管理制度模範規準などを中心に、この制度の導入背景・意義および主要内容を分析し、施行上の課題などを提示しようと思う。この制度がうまく適用されるために今、何を準備しなければならないかを明確にするうえで、本研究の結果が一助となることを期待する。

II. 企業構造調整促進法

1. 制定の背景

1997年11月のIMF外国為替危機以降、韓国政府はIMF当局と1997年12月3日から1998年5月2日の間に1次から5次の経済プログラムに関する意向書（Letter of Intent）に合意したが、特に1998年5月2日に合意した第5次意向書を分岐点として、政府の経済政策の優先順位は外国為替危機克服から金融構造改革と企業構造改革へと転換した¹⁾。これにとも

ない、それ以降、企業構造調整は、企業と銀行の自主的な合意によるウォークアウト（企業改善作業）制度を根幹としておこなわれるようになった。銀行・保険・投資信託・消費者金融など130の金融機関が「企業構造調整協約」を締結して、同協約に加盟した債権金融機関と企業との自主的な協議により、事業改善計画を作成し、企業構造調整を推進した。しかし企業構造調整協約は企業と銀行間の私的契約で法的強制性がなく、また企業構造調整の過程で企業会計の不透明性、過大な債権金融機関、債権金融機関どうしの協議の遅れ、無賃乗車、不十分な事後管理など、多くの問題が噴出し²⁾、特に債権金融機関どうしの意見相違などで構造調整が遅れたり、中断されたりする事例が発生した。そのため、透明で明確な企業構造調整に関する市場規則を定める一方で、企業構造調整の主体である債権金融機関の権限と責任を明確に規定することによって、政府が介入することなく、債権金融機関が中心となって進行される恒常的な構造調整システムを定着させるという別途の法案制定の必要性が数回にわたって提起された。そこで、恒常的な構造調整システムが市場慣行として定着する2005年までの5年間の過渡的な時限立法としての企業構造調整促進法が制定されたのである。

2. 内部会計管理制度の導入

企業構造調整促進法は、企業の会計の透明性を高め、金融機関が信用リスクを効率的に管理できる体制を整備する一方で、企業構造調整が迅速かつ円滑に推進されるように必要な事項を規定することによって、市場機能によって恒常的に企業構造調整が促進されることを目的として制定された。この法律は2005年12月31日まで効力を有する。

この法律は、企業会計の透明性向上のための内部会計管理制度の導入を義務化した。この内部会計管理制度は、2001年当時「会計監査準則」³⁾として運用されている内容を法制化した

- 1) 特にIMF資金引出承認に関する協約で、「企業構造調整は市場経済原理により進められることを原則とする」と表示された。すなわち、政府の干渉を排除して債権銀行団が自主的に企業の回復の可否を判断して、構造調整を推進しなければならないと規定された。
- 2) ウォークアウトの運用にあたって提起された問題点は次の通り。
 - ① 継続価値・清算価値判断時の公正性欠如：銀行、当該会社、会計法人など利害関係者が実体調査に参加することにより、以降5年間の推定財務諸表に基づいて継続価値を高めようとする傾向が強くなり、結果として企業価値の面で清算されなければならない企業が、ウォークアウトの適用を受けて存続するという矛盾が生じた。
 - ② 選定基準の欠如：金融機関が、独立的な選定審査委員会を通じて選定することになっていたにもかかわらず、内部的に選定に関して定形化されたシステムと確実な選定基準が整備されていなかった。
 - ③ 不十分な企業会計の透明性：対象企業会計にかなりの粉飾と誤りが発見され、外国人投資誘致および正しい企業改善案作成が困難になった。
 - ④ 時間上の制約：構造調整協約により、最長6か月まで債権猶予が可能で、同期間内に企業改善作業案が債権金融機関協議会を通過しなければならなかったが、企業の規模、業種、特殊状況を無視して一律的に期間制限をおいたため制約が多かった。
 - ⑤ 協議制度の問題：企業改善作業は、債権金融機関と協議会で75%の同意さえ得られれば確定したことから、疎外された小額債権者らの不満が増し、判定確定後も実行段階で協調がうまくいかないことが多かった。
 - ⑥ 過大な債権団数：企業改善作業の対象企業の債権金融機関協議会を構成する機関の数が平均40～50団体に上り、合意形成が困難だった。また構造調整の推進主体が債権金融機関と企業のみで、そこから疎外された小額一般債権者、株主、従業員、労組などと、意見対立する素地が多かった。

ものである。この制度の導入の意義は、IMF以降、会計監査および公示制度が大きく強化されたにもかかわらず、企業の経営成果および財務状態などに対する正確な信用評価がなされないという問題点を改善して、企業の構造調整のための基礎となる制度を整えたという点にある。内部会計管理制度を導入しなければならない企業は2001年当時、資産総額70億ウォン以上の企業⁴⁾で、その数は6,700社に達し、当時、各企業がそれにあわせて相当な人材と時間、費用を投じて会計業務を推進⁵⁾してきたが、これに費やされる負担を考えると時限立法で運用される体系的に新しい法律の制定よりは、証券取引法と株式会社の外部監査に関する法律などの現行法による導入・補完がより現実的であったといえる。2001年8月14日に制定された「企業構造調整促進法」により、企業は「内部会計管理制度」を整備して内部会計管理者を置き、内部会計管理制度の運用実態を評価して、取締役会に報告することになり、監査人は内部会計管理制度の運用実態に対する検査をおこなうことになった。しかし内部会計管理制度に関する企業構造調整促進法（2001.8.14）の規定のうち、第4条～6条、第37条～39条は2003年11月21日に改正された外監法付則第7条により削除され、2004年4月1日から適用された。改正された「外監法」により、内部会計管理制度の規定が新設された。

Ⅲ. 株式会社の外部監査に関する法律

1. 改正のおもな内容

株式会社の外部監査に関する法（以下「外監法」という）が2003年11月21日付で改正された。「外監法」の改正理由は、企業会計および経営の透明性を高め、投資家を保護して韓国企業および市場に対する国内外の信頼を高めるために、監査業務をおこなう会計法人の定期的な交代を義務化する一方、その他の会計制度の運用にあたって現れた一部の不備を改善・補完しようとするにある。とくに前述した企業構造調整促進法の「内部会計管理制度」条項が外監法に移管されているが、内部統制制度関連の改正のおもな骨子は次のとおりである。

第一に、「内部会計管理制度」の導入である。外部監査対象企業は、会計情報の作成と公

3) 株式会社の外部監査に関する法律第5条の規定に基づき、2001年当時、金融監視委員会が証券先物委員会の審議を経て決定した。

4) 株式会社の外部監査に関する法律施行令第2条第1項：法第2条の規定により、外部監査人による会計監査を受けなければならない株式会社は、直近の事業年度末の資産総額が70億ウォン以上である株式会社とされた。

5) 2001年現在、証券取引法では、①事業年度ごとに事業報告書など提出、②半期報告書提出および外部監査人による検査、③四半期報告書制度の導入、④電子公示制度の導入、⑤資本金の10%以上を他会社に出資または債務保証した場合の公示義務、⑥有価証券報告時の予測情報の公示義務、⑦内部取引は取締役会議決後に公示、⑧公示義務違反時の制裁強化などを規定しており、

株式会社の外部監査に関する法律では、①一定規模以上のすべて企業に財務諸表作成および外部監査を義務化、②連結財務諸表作成および外部監査、③30大財閥グループの連結財務諸表作成および外部監査、④四半期財務諸表作成および外部監査、⑤監査人と会計関係人の民事・刑事責任の強化、⑥監査人選任のための監査人選任委員会の組織、⑦独立的した民間会計基準制定機構の設立、⑧不正監査人に対する行政上の制裁強化など、会計および外部監査に関する詳細事項を規定している。

示のために、会計情報の検証方法、会計関連の役員・従業員の業務分担などを定めた内部会計管理制度を整備し、監査人は会社に対する監査業務をおこなうにあたり、内部会計管理制度の運用実態などを検査して総合意見を監査報告書に表示することになった（法第2条の2および第2条の3新設）。

第二に、会社の会計不正について、証券先物委員会に告発し、または当該会社の監査人または監査に告知した者に対しては、懲戒や是正措置などを減免できるようにし、同時に会社が告発または告知した者に対して不利益な待遇をとれないにした（法第15条の3新設）。

2. 「外監法」施行令の内容

企業会計と経営の透明性を高めるために「外監法」が改正（2003.12.11, 法律第6991号）され、それにより監査業務をおこなう会計法人の定期的な交代が原則的に義務化され、監査人は内部会計管理制度に対する総合意見を監査報告書に表示しなければならなくなったことから、同法が委任した事項とその施行に関する必要な事項を定め、さらに現行制度の運用面で現れた一部の不備を改善・補完するために、「外監法」施行令が2004年4月1日に改正された。改正のおもな内容は次の通りである。

第一に、外部監査の対象株式会社の範囲を、現行の資産総額70億ウォン（\$7,000,000）以上の株式会社に加えて、直近の事業年度末の資産総額が10億ウォン（\$1,000,000）以上の法人で上場企業（証券取引法による株券上場法人のこと。以下同じ）または協会登録会社（証券取引法による株券協会登録法人のこと。以下同じ）と、次の事業年度内に上場企業または協会登録会社になろうとする株式会社にも拡大した（第2条第1項第2号新設）。

第二に、「外監法」施行令で、「内部会計管理規定」および「内部会計管理制度の運用検査」に関する規定が次のように制定された。

第2条の2（内部会計管理規定）

法第2条の2第1項第6号における『大統領令の定める事項』とは、次の各号の事項をいう。

1. 法第2条の2第1項の規定による内部会計管理規定（以下『内部会計管理規定』という）の制定および変更手続きに関する事項
2. 会計情報を作成・公示する役員・従業員が業務の遂行にあたり遵守しなければならない手続きに関する事項
3. 株式会社の代表者などが内部会計管理規定に違反する会計情報の作成・公示を指示した場合における役員・従業員の対処方法に関する事項
4. 内部会計管理規定に違反した役員・従業員の懲戒などに関する事項

第2条の3（内部会計管理制度の運用および検査など）

- ①株式会社が内部会計管理規定を制定または変更しようとする場合には、取締役会の決議を経なければならない。
- ②法第2条の2第3項の規定による内部会計管理者は、取締役会または監査（監査委員会を含む）が法第2条の2第4項および第5項の職務を遂行するために資料の提出を要求した場合にはこれに誠実に応じなければならない。
- ③上場企業または協会登録会社は金融監視委員会が定めるところにより、その法人の内部会計管理制度に関する事項を公示しなければならない。
- ④法第2条の3第1項の規定により、株式会社の内部会計管理制度の運用実態に関する報告内容を検査する監査人は、当該役員・従業員に対する質問、関連文書の確認、内部会計管理制度運用実態に対する点検などにより、内部会計管理制度が適正に制定・運用されているのかどうかを検査して、その意見を監査報告書に添付しなければならない。

Ⅳ. 証券取引法改正によるCEO署名制度導入

改正された証券取引法（2003.12.31）および同法施行令（2004.4.1）によると、代表取締役（CEO）および担当取締役（CFO）は、有価証券報告書または事業報告書（半期四半期報告書含む）を提出する際に、記載事項の中で投資判断または有価証券の価値に影響を及ぼしうる情報など重要な事項の記載または表示の脱落および、虚偽の記載または表示がないという事実、内部会計管理制度が運用されているという事実〔本条新設2004.4.1〕など、大統領令の定める事項を確認・検査して、これにそれぞれ署名しなければならない。

ここで『大統領令の定める事項』とは、次の各号に該当する事項をいう（改正2005.1.27）。

1. その報告書の記載内容に対し相当な注意を尽くし、直接確認・検査したという事実
2. 重要な記載事項の記載または表示の脱落および、虚偽の記載または表示がなく、その報告書に表示された記載または表示事項を利用する者に対して重大な誤解を与える内容が記載または表示されていないという事実
3. 外監法第2条による外部監査対象法人である場合には、同法第2条の2および第2条の3の規定により内部会計管理制度が運用されているという事実〔本条新設2004.4.1〕

Ⅴ. 内部会計管理制度の模範規準

1. 制定の背景

米国では、2001年末のエンロン（Enron）、2002年のワールドコム（Worldcom）などの大規模な会計不正事件により「2002年・上場企業会計改革および投資家保護法」⁶⁾が2002年7月に施行された。この法律は、資本市場に対する公共の信頼向上という目標のもとに、企業の

6) The Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002, 通称「サーベンス・オクスリー法」(Sarbanes-Oxley Act, 以下 S-O Act)

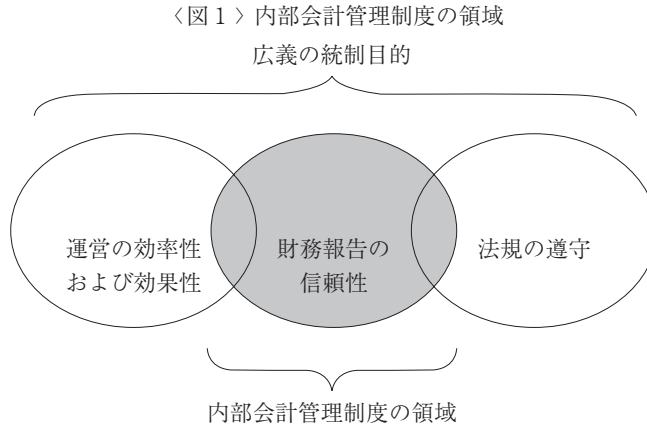
支配構造および財務報告統制の面で、企業に多大な変化を要求した。その中でも特に同法404条⁷⁾で規定された財務報告に関する内部統制（Internal Control over Financial Reporting）では、各企業の財務報告に関する内部統制を構築・運用する責任を経営陣に負わせ、各年度末には企業の財務報告にあたり、内部統制に関する効果性を経営陣が直接評価することを求めている。外部監査人は、こうした経営者の内部統制関連活動に対する監査をおこなうことを規定している。

韓国の場合、証券取引法（2003.12.31）および同法施行令（2004.4.1）により、代表取締役（CEO）および担当取締役（CFO）は事業報告書（半期・四半期報告書含む）を提出する際に、内部会計管理制度が運用されているという事実などを確認・検査・署名しなければならない。2005年から虚偽報告に対する証券関連集団訴訟法が導入され、また時限立法である「企業構造調整促進法」に規定していた内部会計管理制度が恒久法である「外監法」に移転されたことで、韓国も米国とともに会計制度全般に改革法が施行された状態に入ったのである。特に内部会計管理制度の外監法への移管・恒久法化により、過去に形式的におこなわれたにすぎなかった内部統制について実質的に履行することが求められ、また外部監査人の総合意見の提示が要求されることにより、履行有無に関する実質的点検システムが強化された。すなわち、外監法施行令第2条の3項（2005.6.30）により、上場企業またはコスダック上場企業は金融監視委員会の定めるところにより、その法人の内部会計管理制度に関する事項を公示しなければならないと規定された。

このような背景のもと、韓国企業支配構造改善支援センター（内部統制基準委員会）は、金融監督院、韓国公認会計士会、韓国上場企業協議会、コスダック登録法人協議会から2004年8月に共同発注された内部会計管理制度模範規準制定に関する研究役務契約に基づき、同研究役務の結果である「内部会計管理制度模範規準最終報告書（最終報告書）」を共同発注機関である韓国公認会計士会などに提出（2005.1.26）した。この報告書を基に韓国上場企業協議会（内部会計管理制度運用委員会）は外監法第2条の2（内部会計管理制度の運用など）に関連して、内部会計管理制度模範規準（以下「模範規準」という）を制定（2005.6.23）した。この模範規準は米国のCOSO Reportを参考にした。

同模範規準は「外監法」第2条の2および第2条の3の規定の適用を受ける会社が内部会計管理制度を制定・運用・評価・報告（以下「運用および評価」という）するにあたり必要な基本原則を提示することによって、会社が合理的で効果的な内部会計管理制度を構築するように支援し、ひいては会社から公示される財務諸表の信頼性を高めることをその目的としている。本模範規準は、あくまでも内部会計管理制度の理論および原則を提示したものであり、当然、企業は内部会計管理制度を運用・評価するにあたって、一般的に認められた他の基準を適用することもできる。

7) Section 404, Management assessment of internal controls.



2005年6月28日、韓国公認会計士会（KICPA）の会計監査基準委員会は、会社が内部会計管理制度を構築・運用するにあたって、同模範規準を遵守したかどうかの検査を実施し、その結果を報告する手続きを定めた「内部会計管理制度検査基準（以下『検査基準』という）」を公表した。この検査基準は、米国 PCAOB 監査基準 NO.2 が参考とされた。

外監法第2条の2の内部会計管理制度について、経営者が「内部会計管理制度模範規準」等、検証可能で信頼できる基準に基づいて運用し、その実態を報告したかについて監査人が内部会計管理制度について検査して報告するのに必要な事項を定めることを目的として、内部会計管理制度検査基準（以下『検査基準』という）が制定された。

監査人は『外監法』により外部監査を実施する場合、同法第2条の3（監査人の内部会計管理制度に対する検査）の規定により、会社の内部会計管理制度を検査して、検査結果について総合意見を監査報告書に添付するように求められている。

諸般の環境の変化に対応するため、2005年に韓国公認会計士会は、監査人が財務諸表の監査をおこなう時に遵守しなければならない「会計監査基準（2005.3.29）」と「会計監査基準適用指針（2005.7.4）」を新たに整備して公表した。

2. 内部会計管理制度の定義および範囲

模範規準によると、内部会計管理制度は、会社の財務諸表が一般的に認められる会計処理基準により作成・公示されたかどうかについて合理的確信を提供するために制定・運用される内部統制制度の一部分であり、会社の取締役会、経営陣などすべての組織構成員により、継続的におこなわれるプロセスを意味する。内部会計管理制度は内部統制制度の3つの目的のうちの（図1参照）財務情報の信頼性確保の目的、特に財務諸表の信頼性確保を目的にしているが、ここには資産の保護および不正防止プログラムが含まれる。また、運用目的や法規遵守目的に関連した統制手続きが財務諸表の信頼性確保に関連した場合、当該統制手続きは内部会計管理制度の範囲に含まれる。

資産保護に関する統制とは、財務諸表に重要な影響を及ぼしうる承認されていない資産の取得・使用・処分を予防し、こうした行為がおこなわれる場合、これを適時に摘発できる体系を意味する。不正防止プログラムは、財務諸表の信頼性を低下させる可能性のある不正を予防・摘発する一方で、確認された特定の不正リスクを減少させることができるように設けられた体制および統制手続きであり、会社内に効果的な統制文化を作る上で必須の要素である。たとえば、経営陣の権限乱用および統制回避リスクなどに対する適切な不正防止プログラムが存在しない場合、統制上重大な脆弱点があると評価される。

内部会計管理制度は5つの構成要素（統制環境、リスク評価、統制活動、情報およびコミュニケーション、モニター）をすべて考慮して制定され、取締役会、経営陣、監査（委員会）および中間管理者と一般従業員にいたる組織内すべての構成員によって運用される。

VI. 模範規準上の機能別役割と責任

以下では、関連する主体の機能別役割と責任を内部会計管理制度の5つの構成要素別に見ていくことにする。

統制環境

1. 取締役会および監査（委員会）の責任

取締役会は、経営陣が制定・運用する内部会計管理制度全般に対する監督責任を負い、監査（委員会）は経営陣とは独立的に、内部会計管理制度に対する評価機能を遂行することによって内部会計管理制度の適正な運用および改善を支援する。取締役会は経営陣に対する指導監督業務を遂行するが、それには次のような業務が含まれる。

- ・内部会計管理規定および重要事業方針の承認
- ・内部会計管理制度関連組織構造に対する承認
- ・会社内の財務報告および資産保護に関連した諸般リスクに対する理解
- ・経営陣が財務諸表信頼性関連リスクを評価・統制するために適切な措置を講じているかについての確認
- ・経営陣が内部会計管理制度の効果性についての適切なモニターおよび評価活動をおこなっているかについての確認など

監査（委員会）は、経営陣と独立的な立場で内部会計管理制度の運用実態を評価し、その結果を取締役に報告して問題点の是正を促すことによって、内部会計管理制度を円滑に運用させる役割を担うが、それには次のような業務が含まれる。

- ・内部会計管理制度に対する全般的評価結果の取締役会への報告
- ・内部会計管理制度の改善のための勧告案提示
- ・内部会計管理制度上の脆弱点および改善案に対する履行の有無確認など

2. 経営陣の責任

会社の代表取締役は、効果的な内部会計管理制度の制定および運用に対する最終的な責任を負い、内部会計管理制度の運用を担当する内部会計管理者を定める。

経営陣は、次の事項を含め、内部会計管理制度が円滑に運用されるのに必要な各種の措置を講じる。

- ・取締役会が承認した内部会計管理規定の施行
- ・適切な内部会計管理制度の制定および運用
- ・内部会計管理制度の効果性に対する評価
- ・内部会計管理制度に対する責任・権限・報告関係の明確化など

経営陣は、内部会計管理制度を文書化・公式化し、会社の各レベルおよび機能別に内部会計管理制度上の役割と統制手続きを明確に理解させ、遂行可能なようにさせる。

会社は、それぞれ固有の事業環境を踏まえ、内部会計管理制度に対する文書化レベルを差別化することができるが、この場合でも、各業務プロセス別の統制目標と統制手続きに対する具体的な識別および評価手続きは文書化されなければならない。会社内の特定機能または事業単位に責任を負う担当者（役員）は、当該機能、事業単位内の内部会計管理制度の制定・運用に対する責任を負い、全社的な内部会計管理制度を総括する代表取締役と、内部会計管理者を適切に支援する。

統制文化

取締役会と経営陣は、内部会計管理制度の重要性を強調する職業倫理および清廉度の基準を、倫理綱領などによって提示して率先垂範する一方、会社のすべての役員・従業員が内部会計管理制度における自身の役割を理解して、その手続きを忠実に履行するという統制文化を作る。

経営陣は、会社の倫理綱領や不正防止プログラムなどに、財務諸表関連の不正行為を事前に防止して適時に摘発・是正できる手続きを含める一方、すべての役員・従業員が職務遂行の過程で、内部会計管理制度運用上の問題点や倫理綱領方針の違反事例、違法不正行為を発見した場合に、担当責任者にこれを報告できるようにする公式的な体系を整備する。経営陣は役員・従業員に倫理価値を強調するにあたり、役員・従業員の不当行為を誘発しうる次のような制度や慣行を廃止するようにする。

- ・役員・従業員の会社資産横領または財務諸表改ざんを可能にする内部統制の欠如または不適切な業務分担
- ・下部組織で行われる不当行為を最高経営陣が認知することができず、適時に是正措置を取れないほどの過度な組織分散
- ・不当行為を予防・摘発・報告できないほど脆弱な内部監査機能
- ・最高経営陣に対する客観的な監督をおこなえないほど非効果的な取締役会機能

- ・不当行為に対する防止策としての役割を果たせないほど不適切な懲戒または懲戒事実の隠蔽行為

リスク評価

経営陣は、新たに発生し、またはそれまで統制されなかったリスクを適切に管理できるように内部会計管理制度を制定・運用する。経営陣は、財務諸表の信頼性確保にあつて否定的な影響を及ぼしうるリスクを識別して、継続的に評価する公式的な体系を構築する。特に内部会計管理制度に関連しておこなわれる経営陣のリスク識別および評価は、財務諸表上で留意した勘定科目それぞれに対する経営者の主張を対象におこなわれる。

財務諸表の信頼性関連リスクは、財務諸表についての主張と関連があるが、リスクの例は次の通りである。

- ・財務諸表上の重要情報の脱落および未公示
- ・資産、借金、損益、取引に対する改ざんされた評価・測定
- ・現金または財産の横領、その隠蔽のための財務記録の改ざん
- ・未承認資産の取得、使用および処分
- ・虚偽の売上および架空資産の計上
- ・不十分な会計情報および財務報告による誤った意思決定など

統制活動

統制活動は会社の日常業務の一部にならなければならない、個別の統制目標によりその形態および詳細の運用レベルは異なるものの、最も一般的な形態の統制活動の事例は、経営陣の検査、中間管理者の検査、情報処理過程の統制、物理的統制、成果指標の分析、業務の分掌などがあげられる。経営陣は効果的な内部会計管理制度を構築するために、次のような事項を考慮して、各業務プロセスレベルでの統制活動を明確に設定する。

- ・統制活動によって得ようとする確信または目標
- ・統制活動の遂行者およびこれに対する承認・検査者
- ・統制活動の遂行に関する記録または報告書
- ・統制活動を支援するシステム
- ・統制活動の遂行周期
- ・統制活動の遂行場所（地域、部署など）
- ・統制活動の遂行後の誤りまたは例外的な状況が発見された場合の事後管理手続きなど

情報およびコミュニケーション

情報

経営陣は財務諸表の信頼性を確保するために、財務情報のみならず、財務諸表に影響を及

ぼしうる非財務情報（運用活動情報，法規遵守活動情報，外部環境情報など）も適切に収集・維持・管理する。経営陣は内部会計管理制度の効果的運用と，これに関する効率的意思決定のために信頼しうる会計情報を提供できる情報システムを構築する。

情報システムから得られる情報が効果的に内部会計管理制度を支援するためには，次の通りの要件を必要とする。

- ・情報が関連する意思決定の目的に合致する内容でなければならない（情報の目的適合性）
- ・情報が適時に使用可能でなければならない（情報の適時性）
- ・情報が最新のものでなければならない（情報の最新性）
- ・情報が正確でなければならない（情報の正確性）
- ・関連情報への接近が容易でなければならない（情報の接近可能性）

コミュニケーション

経営陣は，会社の役員・従業員が内部会計管理制度上の責任または任務に関する方針および手続きを十分に理解して遵守できるようにし，関連する情報が当該役員・従業員に効果的に伝えられるコミュニケーション・ルートを確保する。経営陣は下方のコミュニケーション・ルートのみならず，重要な情報についての上方のコミュニケーション・ルートも確保しなければならない。特に，財務諸表に影響を及ぼす関連法規や倫理綱領の違反行為などについての内部告発者の保護制度を整え，さらに検証されない主張に基づいた悪意の内部告発者に対する適切な懲戒制度もバランスよく整備する。

経営陣と取締役会間の円滑なコミュニケーションのために，経営陣は財務諸表に影響を及ぼす事業成果およびリスクなどに関する最新情報を取締役会に十分に提供して，取締役会は必要な情報を経営陣に要求して，提起された情報に対する評価結果を経営陣に提供する。経営陣は内部コミュニケーション以外にも，外部利害関係者（外部監査人，監督当局，取引先，顧客など）から会社の財務諸表に重要な影響を及ぼしうる情報を効果的に取得できるコミュニケーション手続きを整え，こうしたルートを通じて取得した外部との重要なコミュニケーション結果を組織全体に伝達する。

モニターリング

経営陣は，内部会計管理制度に対する日常的業務の一部として，常時モニターを実施すると同時に，内部会計管理制度の全般的な効果性についての定期的な独自評価を実施して，その結果を取締役会および監査（委員会）に報告（運用実態評価報告書）しなければならない。

日常的な業務の一部として実施される常時モニターには，文書決裁，顧客とのコミュニケーション，定期的な実体調査，役員・従業員の倫理綱領履行の有無確認手続きなどがある。内部会計管理制度の全般的な効果性についての定期的な独自評価を実施するにあたって経営陣は，評価結果のみならず，評価手続きをはじめとする主要特異事項，およびこれに対する

措置内容など、評価結果を裏付ける十分な根拠資料を用意する。経営陣は独自評価または監査（委員会）の評価の結果あらわれた統制上の不備が適時に是正されるようにするシステムを整備する。経営陣は独自評価の結果にともなう統制上の不備、そして監査（委員会）の勧告事項および評価結果にともなう必要な措置を決定する。経営陣は是正または改善を要する事項に対して、計画された期間内に必要な措置が完了されるようにして、事後履行の有無について確認する。

監査（委員会）は、経営陣の独自評価の実施手続きと運用実態評価結果の適正性を監督者の観点から独立的に評価して、取締役会に報告（監査の評価報告書）して、本社に5年間、備え置かなければならない。監査（委員会）は内部会計管理制度を独自に評価し、または会社の内部監査機能を活用して評価することができ、評価手続きおよびその結果を文書化して、十分な根拠資料を用意する。監査（委員会）は内部会計管理制度に対する評価を、広義の内部統制制度に対する定期的な評価に含めて実施することができる。監査（委員会）は内部会計管理制度の評価の際に、必要により経営陣の独自評価資料を根拠として評価手続きをおこなうことができる。

Ⅶ. 環境上の特殊性考慮

この制度を適用する過程で、関連する利害関係者が環境上の特殊性をどの程度考慮するのが関心事となる。内部会計管理制度の今後の補完および改正時に、次のような特性が考慮されなければならないだろう。

1. 国家間および企業間の特殊性

財務諸表作成に適用される一般的に認められた会計処理基準に比べて内部会計管理制度は、その性質上、国や企業によって、必然的に大きく異なってくる。財務諸表上の計量化された数値情報は直接的に比較・分析が容易であるが、内部会計管理制度に対しては、そのように比較・分析することが容易でない。一方、その内部会計管理制度に対する外部監査人の検査結果は外部に公示されて、外部利害関係者の画一的評価として帰結される可能性が大きい。資本市場の発達程度・文化・法的体系などの相異は、内部会計管理制度の評価にどのように反映されるのだろうか？ この制度は継続的・反復的に繰り返し上げられる活動に対する統制経営陣の評価、監査人の理解と検査、外部利害関係者の関心を合わせたものとして現れる。内部会計管理制度の経営陣の評価報告を、対外的財務報告の一環として見ると、この制度の実務的適用のために韓国企業の特異性が認められるのかどうか、非常に重要な点であると予想される。

2. 資本市場の特殊性

韓国資本市場の取引システムや公示システムは外観上統一されており、そのレベルも国際

的レベルに近いと判断されるが、実際に株式市場に提供されている財務諸表および監査報告書の情報の信頼性や目的適合性の側面で、いわゆる Korea Discount を受けない企業数はそれほど多くはないと見られる。韓国資本市場の特性の一つとして、特定結果を画一的判断基準として利用する傾向がある。たとえば外部監査で不適正監査意見や意見拒絶を受けた企業は、株式市場から退出させられるため、2006年から内部会計管理制度に対する監査人の検査意見が表示され始めれば、市場参加者が検査の過程や内容に関係なく、文字的な面だけで解釈する可能性が指摘されている。すなわちその内容に対する深い考察なしに、特定の意見のみで画一的に意思決定をおこなう危険である。

3. 内部会計管理制度と文化的特性

個人主義と集団主義、画一性と融通性および秘密主義と透明性の側面から、韓国は西欧とは相当な差があり、企業経営文化も西欧とは多くの相違が見られる。このような文化的相違は内部会計管理制度の実際の運用面でかなり影響を及ぼすものと予想されており、特に不正行為申告者制度（外監法第15条の3）の運用、あるいは経営陣の権限乱用の側面など、全社的レベルの統制活動に対する検査結果が否定的に現れる可能性が高い。したがって模範規準の画一的適用は特定部分で家族主義的な韓国企業文化との衝突をもたらす可能性があり、これが企業価値にどのような影響を及ぼすかは未知数である（呉ギウオン、2005）⁸⁾。経営陣の意思決定と支配構造など、外監法上の適用企業が拡大されているので、米国企業のそれとは差がある。

VIII. 施行上の課題

1. 内部会計管理制度制定段階の考慮事項

・米国の場合 S-O Act 404条（財務報告内部統制）および PCAOB Auditing Standard No. 2 に基づいた外部監査の結果、S-O Act 404条の初年度に膨大な努力と費用をかけたにもかかわらず、米国上場企業のうち、約12%が2004会計年度の財務報告内部統制に対して不適正意見を受けた。その重要な脆弱点のうち、多くが全社レベルでの統制など、基本的な内部統制制度と関連したもので占められている。すなわち統制環境および方針（13%）、従業員採用関連問題（レベル／専門性／訓練－9%）、財務報告手続き関連（GAAP 適用／方針、締め切り－17%）、税金関連事項（9%）等、重要な脆弱点の48%が基本的な内部統制制度に関する事項であった。韓国の場合、文化的な相違を考えると、はるかに多くの脆弱点がこの部分から露出する可能性がある（ユンフンス、2005）。したがって内部会計管理制度の導入または構築時点で、取締役会および監査委員会などの運用の効果性向上による支配構造改善、全社レベルでの統制に対する実質的な構築および運用が求められる。

8) この制度は2006年から本格的に施行される予定である。したがってこの分野で採取された運用資料はまだ存在しない。

・内部会計管理制度構築にあたり、IT統制および自動化された統制に対する社内担当者の知識が不足して、内部統制とITの相関関係が十分に反映されていない場合が多い。財務諸表の信頼性確保のために、内部会計管理制度の構築にあたってIT部署など財務担当以外の部署の積極的な参加が必要である。

・一般決算および財務諸表作成など一般会計（general accounting）に対する統制の重要性に対する認識強化が必要である。多くの韓国企業などは、キャッシュフロー表の作成、繰越法人税会計、派生商品会計など、多少複雑な会計処理になると、独自でおこなう能力が不足し、外部監査人の直接支援や協力を受けなければならないのが現実である。内部会計管理制度模範規準によると、期末財務諸表の作成手続きは常に有意的な業務プロセスとして識別・評価されるようにと規定されている。一般会計関連の重要な脆弱点は内部会計管理制度の検査結果で不適正意見の理由となりうるであろう。

2. 内部会計管理制度運用および評価段階の考慮事項

・模範規準により、内部会計管理制度評価は独立した立場にある人が遂行することになっている。一般的に会社が導入している評価組織は、別途組織の構成、監査部署への委任、非常任組織の構成などの形態に区分される。実務的に非常任組織構成がより一般的だが、非常任組織が現業部署担当者または責任者によって構成されることで、経営陣評価の独立性が失われる余地がある。これに対して、実務的な対策（内部賞罰規定の整備、独立的な別部署での再評価の実施など）補完措置の考慮、監査人との事前協議が求められる。

・模範規準では内部会計管理者の運用実態報告に対して監査（または監査委員会）の別途の評価を規定している。実務的には監査（または監査委員会）の委任を受けて、内部監査部署が別途評価をおこなうものと予想され、内部会計管理者の評価方法および内容、結果と異なるものと見られる。監査（または監査委員会）の別途評価が、重複作業とならないように具体的評価指針を策定しなければならないだろう。

・検査基準は内部会計管理制度に対して監査意見でない検査意見を表示することを規定している。したがって意見のレベル差などにより、財務諸表の監査意見に直接的な影響を及ぼすことは難しいだろう。米国ではS-O Act 404条の監査意見と財務諸表の監査意見を関連させ、その適用方法についての実務経験を蓄積している。

・外監法の場合、内部会計管理者の運用実態報告が半期単位でおこなわれるが、証券取引法の場合、代表取締役および報告担当取締役の認証義務を含めて四半期単位でおこなわれる。模範規準には評価期間に対する表示規定がない。評価期間に対する詳細規定の整備が必要である。

・制度の構築と運用にあたり、財務諸表の改ざん表示のリスクが少ない勘定科目に対して統制が過多にならないように、リスク中心の演繹的接近方法が求められる。会社と監査人および担当コンサルティング会社との事前意見調整によって、非効率的な構築および評価がなさ

れる可能性を防ぐことも可能であろう。

3. 内部会計管理制度適用上の一般課題

・外監法施行令(2005.6)は、資産総額500億ウォン未満の非上場企業に対する適用時期を2年間猶予した。内部会計管理制度は制定・運用および評価がすべておこなわれなければならないので、施行年度以前には最小限、制定されていなければ、実際施行年度の運用および評価ができない。中小企業の場合、その準備期間が十分でないと判断されたが、実際には準備状況は非常に遅滞していると会計専門業界は見ているようである(呉ギウォン, 2005)¹⁴

・企業内部では過去、企業構造調整促進法により導入された内部会計管理制度を単純な内部規定として認識したり、会計システムまたはERPシステムと混同したりするケースがあった(金ヨンサム)。また内部会計管理制度を一般的な内部統制の概念と混同するケースもあった。新たな模範規準ではこの2つ概念との違いを明確にしている。内部会計管理制度をうまく運用するには、単純な会計部署のみの業務ではなく、全社的な取り組みが必要である。

一方、投資家などの外部利害関係者は、内部会計管理制度を、会計透明性を保障する強力な装置として理解して、これに対する過度な期待をかける可能性がある。特に2006年から公示される検査意見に対して、国内外投資家が米国のレベルと同等なものとして期待した場合、経営陣と投資家との期待差をどのように調和させるかは大きな課題である。英文で翻訳・公示されると、外国投資家が米国サーベンス・オクスリー法と同じレベルのものかと誤解し、あるいはこうした期待差が訴訟となって現れる可能性も排除できないと考えられる。したがって具体的なガイドラインがなければならないだろう。

・内部会計管理制度を運用する過程で、数多くの質問や問題点が企業、外部監査人または利害関係者から提起されるだろう。この制度の円満な実行と定着のために企業、外部監査人、韓国公認会計士会、上場企業協議会、投資家団体などが参加する運用機構が一定期間必要だろう。

・米国 S-O Act 404条で監査人は、内部統制に対する監査意見を表示することになっている。韓国の場合、経営者の内部会計管理制度の運用実態報告に対する外部監査人の検査は、消極的確信(negative assurance)を提供するにすぎない。消極的確信とは、検査対象となる情報に重大な改ざん表示が発見されなかったという点に対して、会計監査よりは低いレベルの確信を提供することを意味する。監査人の検査は、運用実態報告書の作成のために経営者が実施した手続きおよび評価結果に対し、同評価に対する文書化された資料の内容を確認することが主な手続きである。検査の結果、重要な脆弱点が発見されず、また重要な範囲制限もない場合、IASの制定・運用にあたって、IASが模範規準にしたがって制定および運用されなかったという点が発見されなかったとの最終結論を下すにすぎない。このように、内部会計管理制度に対する監査人の検査は、経営者の監査人に主張した運用実態報告に対し、関連内容を確認して消極的確信を表示するもすぎないのである。

このような検査意見の限界は、制度的定着のために国内条件を考慮した結果と判断される。これにより、経営陣の独自評価努力が不十分であったり、評価過程で発見された不備を経営陣が取締役会や監査に対して忠実に報告しなかったりするということもありうる。内部会計管理制度の対外公示と監査人の検査業務の根幹となる独自評価手続きが忠実におこなわれるように、各階層別の経営管理者などの責任と役割が明確化されなければならないだろう。

・2007年に連結が主財務諸表となれば、制度の根幹を揺るがす可能性があるもので、あらかじめこれに備えるべきであろう。韓国の主財務諸表は連結財務諸表でなく個別財務諸表基準で公示されることになっており、実務的に連結財務諸表方式で内部会計管理制度を構築する場合、どの会社の負担で、どの会社の監査人が意見を表示するのかが不明確で、また韓国の上場企業なども会社の重要部分を外部業者に委託するケースが多くなっているが、模範規準や検査基準にはついての言及がない。

IX. 結 語

外国為替危機以降、韓国は会計透明性のために、韓国会計研究院の設立とこれによる企業会計基準書の制定など、会計基準の国際化に向けた努力を続けている。外監法における内部会計管理制度の導入（2003.12）は、過去の企業構造調整促進法（2001）の規定を単純に恒久的な法律に移管したものと誤解を受けたりもしたが、最近ではその重要性がだいぶ認識されている。内部会計管理制度の施行も、根本的に会計透明性を確保しようとする趣旨で始まった。また米国のサーベンス・オクスリー法302条項と類似した、代表取締役などの認証義務を課す条項が証券取引法に追加され、2004年4月1日以降に提出される事業報告書から適用された。一方、小額投資家保護と企業の透明性を高めるために2005年1月から証券集団訴訟制が施行され始めた。2005年6月には内部会計管理制度の模範規準と同検査基準が発表された。会計透明性に対する社会的要求にともなうこのような制度的環境変化に各企業はどのように対応するだろうか？ 個別企業の対応案としては、会社の財務報告に関する内部統制制度、すなわち外監法の内部会計管理制度を効果的に制定・運用することで帰結される。しかし企業の立場から唯一の盾の役割を担うと見られるこの制度に対する対応は、まだ十分ではないと判断される。

この制度に対する理解と準備の不足、監査委員会機能の不備、内部監査部での効果的な役割不備、会計／財務決算および報告手続きの文書化不足、会計処理および財務報告過程で内部会計専門担当者不足による外部監査人への過度な依存、国内外子会社への関連する統制手続きに対する適切な監督および評価不足などが、至急に解決しなければならない課題である。

米国のS-O Act 404条と韓国の内部会計管理制度を比較してみると、両制度の基準に含まれる内容においては大差ないものと見られる。しかしながら実務適用の側面では、米国はPCAOBの監査基準NO.2およびFAQsによって膨大な量の指針を非常に具体的に提供している。韓国は内部会計管理制度検査基準などの制定などにより、ようやく努力を始めたところ

ろだ。

会計透明性によって企業の資本費用が果たして低くなるのかどうか、さらに会計透明性のために外監法に規定される13,000社あまりの企業すべてを、一度にこの制度の中に引い入れなければならないかという疑問が提起されている。結論的にこの制度の適用対象企業の分類をもう少し細分化して、一定のタイムスケジュールにより適用時期と速度を定め、順次進めることが望ましいと判断される（韓チャニ，2004）。そして検査意見に対する公示が資本市場でどのような反応を受けるのかも重要な研究課題である。

参考文献

- 国会財政経済委員会検査報告書，2001
企業構造調整促進法，2001
内部会計管理制度検査基準，2005
内部会計管理制度模範規準，2005
株式会社の外部監査に関する法律および同法施行令，2005
証券取引法および同法施行令，2005
金ヨンサム，『内部会計管理制度に対する誤解と真実』，公認会計士，韓国公認会計士会，2005.6
呉ギウォン，三一フォーラム，『内部会計管理制度の運用と改善課題』，2005
ユンフンス，三一フォーラム，『内部会計管理制度の運用と改善課題』，2005
チョンミングン，『内部会計管理制度検査に対する積極的接近』公認会計士，韓国公認会計士会，2004.3
韓チャニ，『内部会計管理制度義務化計画に対する意見』，公認会計士，韓国公認会計士会，2004.2
崔永坤，会計監査，法英社，2005
Sarbanes-Oxley Act, 2002
Louwer, etal, Auditing & Assurance Serves, McGraw-Hill, 2005